

## 町・県民税の申告について

個人の町民税・県民税の申告は、毎年1月1日現在の住所地の市町村に前年中(1月～12月)の所得金額などを3月15日までに申告することになっています。

この申告は、町民税・県民税を計算するための基礎資料となるだけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、児童関連手当の算定、国民年金保険料の免除申請などに必要となりますので、該当する方は所得がない場合でも必ず申告してください。

※申告がないと所得・課税証明書や非課税証明書が発行できません。

### 申告時にご持参いただくもの

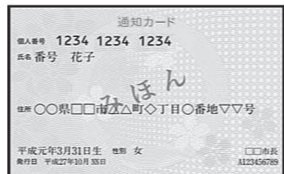
- マイナンバーカードまたは番号確認書類および本人確認書類
  - 税務署からのお知らせハガキ(届いた方)
  - 利用者識別番号の紙(昨年、役場で申告をされた方、e-taxで申告書を提出されたことがある方)
  - 給与、公的年金等の源泉徴収票
  - 営業、農業所得者は収入、支出が分かる書類、帳簿等(※1)
  - 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
  - 医療費の領収書または医療費通知書(医療費控除を受ける方)(※2)
  - 寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)
  - 申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付の時に必要)
- ※口座振替での納付希望の方は口座の届出印が必要です。

- ※1 農業の収支計算は農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です。
- ※2 平成30年中に支払った医療費から保険金等で補填された額を差し引いた残額が、10万円以上または所得の5%以上である場合  
医療費控除の特例(セルフメディケーション特例)を選択して控除を受ける場合は、「一定の取組みを証明する書類(領収書または結果通知書)」・「スイッチOTC医薬品の領収書」が必要です。

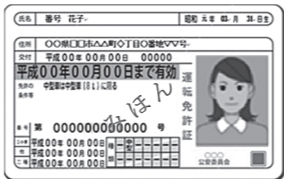
#### ▼マイナンバーカード



#### ▼番号確認書類



#### ▼身元確認書類



成人式を迎えられた皆さんです(敬称略)

今年の新成人  
1,222名  
1,888名  
1,888名

◎氏名公表を希望されない方のお名前は、掲載していません。◎新成人の方のお名前は、町ホームページで閲覧できる広報紙には掲載していません。

## 所得税の確定申告/町・県民税の申告について

2月18日(月)から3月15日(金)までの期間中、所得税の確定申告と町・県民税の申告の相談および申告書の受付を役場などで行います。

平成30年分の確定申告書や住民税申告書を提出する場合、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要となります。扶養者がいる場合は、その方のマイナンバーも必要となります。必ず持参してください。持参されていない場合は、受付できません。

### マイナンバーカードをお持ちの方

確定申告をする際に、マイナンバーカード(表裏)の提示

### マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類と身元確認書類のそれぞれの提示

番号確認書類とは

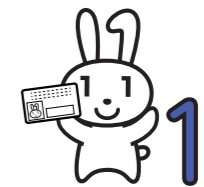
- (例) 通知カード
- 住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)
- 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)

いずれか1種類

身元確認書類とは(一般的な身元確認書類・顔写真付)

- (例) 運転免許証
- パスポート
- 社員証 など

いずれか1種類



### ◆年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。但し、町・県民税において所得控除(生命保険料控除等)がある場合は住民税の申告をしてください。所得税の還付が発生する場合は確定申告をすることになります。

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014 今庄事務所 ☎ 45-1111  
武生税務署 TEL 22-0890 河野事務所 ☎ 48-2111

## 1月から農業経営収入保険制度スタート

～ 農業者の皆さん、青色申告を始めましょう!～

- 青色申告は、3月15日までに税務署への申請が必要です。税制上のメリットもありますので、早速取り組んでみましょう。
- 青色申告を行う農業者(個人・法人)は、収入保険に加入することができます。
- 収入保険は、全ての農産物を対象に自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。

■問合せ 青色申告は最寄りの税務署(武生税務署) TEL 22-0890  
収入保険は農業共済組合(NOSAI 福井 南越グループ) TEL 53-2708

### ◆申告相談日程表

所得税の確定申告と町・県民税の申告の両方を受付します。大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

対象	日時(土日除く)	会場
南越前町全域	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時	南越前町役場本庁 今庄事務所 河野事務所

※還付申告についても確定申告期間内(2月18日～3月15日)のみの受付になります。  
※各地区公民館での確定申告相談はありませんので、役場本庁・各事務所での申告をお願いいたします。